

「白岡市パートナーシップ宣誓制度」 利用可能な行政サービス

(令和5年1月1日現在)

- 「白岡市パートナーシップ宣誓証明書」を交付された方は、下記の制度・行政サービスを受けることができます。内容、手続き方法等の詳細については、各担当課にお問い合わせください。また、ここに掲載がない場合でも、パートナーシップ宣誓にかかわらず、同世帯や同居等により利用可能となる行政サービスもございますので、各担当課にご相談ください。
- お手続きの際、窓口にて宣誓証明書又は宣誓証明カードの提示が必要な場合があります。証明等の提示に関してご心配な点等がございましたら、地域振興課人権担当にご相談ください。
- 今後、利用可能な行政サービスに変更がありましたら、ホームページ等でお知らせをします。個別に通知が必要な場合は、地域振興課人権担当にご相談ください。

白岡市市民生活部地域振興課（人権担当）
☎ 0480-92-1111（代表）
✉ jinken@city.shiraoka.lg.jp

No	担当課	制度・サービス	内容
1	安心安全課	犯罪被害者等支援見舞金	パートナーを犯罪被害者の配偶者として、遺族見舞金申請が可能
2	福祉課	災害見舞金の支給	葬祭を行う者であれば災害による死亡に係る見舞金の支給申請が可能